

日本社会事業大学編

『戦後日本の社会事業』

勁草書房 1967年 446ページ

本書は日本社会事業大学開学 20 周年を記念して出版されたものであるが、その企画にふさわしく専任教員全員と非常勤講師その他あわせて 20 名の執筆者が、それぞれもっとも得意とする専門分野を分担して論陣を張っておられる。「あとがき」によると本書は単なる「戦後 20 年間の日本社会事業の概観」ではなくて、各執筆者が「それぞれの専門分野で戦後社会事業にもっとも深い関係をもつ問題点を提出し、それを体系的に整理する」ものであるという。たしかに論者によって多少の相違はあるが、しかし全体としてみれば戦後わが国の社会事業の展開における問題点の現在の意義や将来に向っての問題提起が、各分野にわたって示されている。その点では他に類書をみないユニークな書物の一つとして、ひろく読者に推薦したいところである。

さて本書の構成は第 1 篇から第 6 篇までであるが、それぞれ「思想と理論」「方法と技術」「年金と公的扶助」「児童福祉事業」「身障・医療・婦人・社会教育」「社会事業教育と従事者」に分けられ、そのなかに 20 の論文が配当、収録せられているほかに「戦後日本の社会事業略年表」（文献年表を含む）を付け、450 頁に及ぶ大冊である。したがってこの書評で本書の全体にわたって紹介したり、論評を加える余裕はないし、また筆者の能力のおよぶところでもない。ただ本書の特徴と思われる論点を取りだして所見を述べるにとどめておきたい。

本書の執筆者はそれぞれ独自の立場をもっていられるが、しかしそれにもかかわらず本書の全体を通じて共通の特色ないし発想法があるように思われる。例えば戦前の救済事業に冠せられた「社会事業」という名称をいまもなお執拗に固執していること、あるいは本書第 1 篇に収められた諸論文その他にみられる社会福祉の理論構成における二分法的発想、すなわち一方は制度論的ないし社会科学の理論構成と他方は技術論的ないしアメリカ社会事業的理論構成というようにすべての社会福祉の理論ないし立場を、いずれかにふりわけてとらえる発想法である。

前者の特色についてはしばらくおき、ここでは後者に

ついて所見を述べてみたい。元来この二分法的発想は学会でも最初はきわめて便宜的、常識的に使われたものが、いつの間にか論文や著書にまで引用されだしたと記憶するが、もともと新聞用語的なアナロジーであり、厳密な学問的用語でもなかったし、いまなお決して正確な用語ということはできない。われわれの学会では今までもしばしば厳密な概念規定をせずに常識的用語を使って多くの混乱を経験したことがあったが、この制度論・技術論という二分法的用語もその一つではないかと思われる。

しかしもっと重要なことは、このような二分法的発想が理論的にも、実践的にも果してどれほどの有効性をもっているかということである。元来社会生活上の困難を問題とする社会福祉理論について、それを社会体制、もっと具体的には社会制度との関連でとらえねばならないことは自明の事からである。どんな「技術論」でも社会制度との関連においていかに効果的に対象者を援助するかを問題とせざるをえないし、他方「制度論」も生活上の困難が資本主義体制の必然的所産だと単に説明しただけでは日常生活の次元においての現実的、具体的な援助にはならないであろう。したがってそれが「福祉理論」の名にあたいするためには、そしてまた現場での援助の実践に対する理論であるためには、いかに制度的ならびに個人的資源を効果的に利用するかの実際的な方法ないし技術を含まなくてはならないであろう。

してみれば「技術論」が体制を捨象するという批判は決して当を得たものではないし、「体制論」ないし「制度論」が「技術」を無視してもよいということにはならない。われわれの必要とすることは社会福祉理論を「制度論」と「技術論」とにふりかけることではなくて、まさにその反対に制度と技術を一貫的に説明しうる福祉の理論を確立することである。そのことを「戦後日本の社会事業」に期待したかったのである。

さて高沢氏は「社会事業対象の把握方法」において「社会事業対象という固有の領域構造があるとすれば、そのようなものとして認識することのできる方法論が実践と科学の主体にまずでき上がっていない」

(p. 29)とされるが、さてその方法論は戦後日本資本主義の再生産構造と再分配機構のなかで捉えるのでない限り無意味であるとし、日本社会事業の戦後の特徴は「日本独占資本の積極的拡大、とくに昭和 30 年以降の経済成長の下での階層格差の拡大、低所得階層の停滞、労働力構成の変化、社会保障全体に対する国民要求主体の自覚的成立の時期に、むしろ始まるのである」(pp. 34-35)という注目すべき規定を示されているが、同時に対象論としては戦後日本の低賃金構造、低所得階層の停滞および生存権意識の高揚によって「社会事業対象が労働者階級に典型化される国民大衆」に変質したことを論証される。そして「いまや社会事業はその対象によってのり超えられ、対象自身がその実現過程において主体の立場をまったく異質な点でうけとると同時に、生存権なるものの観念性を現実化する基礎が、与えられる段階にきている」(p. 49)という。社会事業対象の質的变化が社会事業の主体を否定したというのである。

筆者の疑問は、そこでいわれている「社会事業」とは何かということである。この書評の始めにもふれたように、それが伝統的な救貧事業ないしは保護事業の原則によって運営されてきた「社会事業」であるならば、論者のいわれるとおりである。しかし問題は「質的転換をとげた対象」による否定を媒介として、新たに自己展開をとげて出現する新しい「社会事業」ないしは「社会事業」の止揚されたものを明らかにすることである。論者はこれについて「このような逆転した対象論の課題は、(中略)……とりあえず社会保障としてだけとらえられる社会事業の課題としてまず把握されなければならない」(p. 49)といわれる。これでは社会福祉の固有の機能を明らかにしたことにはならず、かえって社会保障のなかに解体したことになるのではなからうか。

高沢氏が本論の冒頭にかげられた方法論についての問題意識は筆者も同感である。つまり社会福祉固有の対象を把握する論理は、同時に社会福祉固有の機能(つまり主体の論理)を規定すると考える。しかし高沢氏のばあいには必ずしもその点で成功したものであるということとはできない。いわんや「制度論」と「技術論」を統合するものではなかった。

さて木田徹郎氏の論文「戦後社会事業理論体系化の諸構想」においては竹中、孝橋、岡村、竹内、一番ヶ瀬各氏の著書を取りあげて論評を加えておられる。が、そのばあいにも「竹中、孝橋、一番ヶ瀬の各氏の考え方は、(中略)……社会構造論的であり、岡村、竹内両氏は技

術論の系譜に入れることができる」(p. 60)として、前述したような二分法が採用せられている。もっともすぐそのあとで木田氏は「このような大枠内でのそれぞれの構想は、各々独自のものがある」ことを認められて、「一方の極に孝橋氏を他の極に岡村、竹内氏をおくとすれば、竹中氏の構想は、その中間に近いところに位置さすべきかもしれない」(p. 61)として、いわば「三分法」を提案せられている。

このことは一見すれば、竹中氏の所論が「制度論」と「技術論」を媒介するものであり、両者を一貫的に説明する原理を提供したもののようにみえる。その点において竹中理論はわれわれの関心の的になるものである。しかし果してそうであろうか。

竹中理論がそのような統合の原理として提示したのは「経済人」に対立する「社会人」、「経済的なもの」に対立する「社会的なもの」の原理である。すなわち氏によれば「生産的労働政策」である社会政策に対して、社会福祉政策は「分配的生活保全政策」である。それは「生産的労働力の確保創出ではなくて、『社会的人間』の保障であり、『商品』や『手』としての労働者の保護ではなく、人格として尊重されねばならない国民へのサービスである」という。かくて「経済構造からかなりの相対的独立性をもった点に『社会的なもの』あるいは『社会的人間』の特徴と、したがって社会福祉事業の特質を見出そうとする」(p. 61)といわれる。そしてその根底にあるものは「労働者は単なる労働力の運搬者としての homo-economicus である前に社会生活の中にその主体性をもった homo-sociologicus である」という認識である。

しかし「経済人」と「社会人」とはそれほど対立した原理であるとは思われない。それは同一の社会的次元での機能的分化を示すにすぎないものではなからうか。経済体制に規定される「経済人」と社会体制に規定される「社会的人間」という相違はあっても、どちらも制度に従属し、それに制約される自動人形であることに変わりはない。はたしてこのような「社会的人間」の原理によって「制度論」と「技術論」とを媒介することができるのであろうか。

筆者のみところでは、元来「制度論」と「技術論」とを媒介する原理は、社会体制ないし社会制度と生活の主体者としての個人とを一貫的に説明しうる原理でなくてはならない。他方において体制ないし制度に規定されながらも、一方においてそれに対決し、働きかけ、そして自己を統合的に維持する主体的存在としての個人の生活が問われなければならない。このような決断ないし責

任の主体者としての個人の生活問題が、あますところなく社会体制によって説明されるならば、「制度論」と「技術論」の対立は制度論のなかに解消されるであろう。

木田氏によって「技術論」のなかに位置づけられた筆者の著書についても、以上に述べた点をも含めて論及すべき点が多いが、拙著の説明不足によって生れた誤解もみられるので、ここで所見を述べることをさし控え、むしろ現在執筆中の「社会福祉学(総論)」の改訂版にゆずることにしたい。ただ一言だけつけ加えるならば、筆者の問題意識は前著以来今日まで一貫して、社会福祉固有の対象と機能を明確にすることに集中せられているが、それは、この作業を終って明らかになった社会福祉固有の視点から社会体制はもちろんもっと具体的な社会保障、住宅、労働、保健、教育等その諸政策や現行のいわゆる「社会福祉事業」を批判し、評価しようと思うからであるが、それが「制度論」であろうか、あるいは「技術論」であろうかの判断は、筆者にとってあまり重要な意味をもたないことである。

さて本書の第2篇「方法と技術」のなかに収録されている小松源助「ケースワーク論の展開」においても「社会科学的立場」と「技術論的立場」という二分法的発想が採用せられている。すなわち「本稿においては、(中略)……特に〈社会科学的立場〉からの批判に依じて内在的に現在までの間、〈技術論的立場〉からのケースワークの心理主義への偏向がどのように反省・批判され克服されようとしたかについて再検討し、それを通して『ケースワークを外から社会科学的に批判し去る』立場と、『技術のなかに閉じこもって社会科学的視野にまで眼を開こうとしない』立場との間に、『建設的な歩みよりの途』を開くとともに『新しい理論』を築きあげてゆく方向を確定するための手がかりを探ってみることにしたい。」(p. 76)といわれる。

なるほどカウンセリングや心理治療と同一化した「心理主義偏向のケース・ワーク」というものがあれば、「技術論的立場」という分類概念も必要となるであろうが、しかしそのような「ケース・ワーク」はもはや social casework ではない。それなればこそ論者はその「偏向」を克服されようとするのであろう。

けれどもここに注意したいことは、そのような「心理主義偏向のケース・ワーク」が本来のケース・ワークでないことは、「社会科学的立場」からの批判や「社会問題的視点」をもちだすまでもなく、社会福祉固有の対象と機能からみてすでに明らかなことである。個人と社会

制度との交渉関連(社会関係)によって個人の社会生活が成立し、この社会生活上の困難を援助するところに社会福祉固有の対象と機能があるとすれば、この社会福祉的援助の技術としてのケース・ワークが心理主義に偏向してはならないことは、ほとんど自明のことである。重要なことは徒らに外在的批判に戦々恐々とすることではなく、本来のあるべき社会福祉固有の立場を見うしなわないことである。

本書の第3篇以下はいわゆる社会福祉の各分野と社会事業教育・従事者問題にあてられているが、ここに各論文について所見を述べる余裕はない。2, 3の感想を述べて書評の責をふさぐにとどめる。

「児童福祉事業の制度と行政」(徳永氏)は戦後における児童福祉行政の変遷を概観したものであるが、最近の傾向として「児童福祉法の分解的傾向」があげられている点に注目したい。周知のように母子保健法、母子福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当等一連の法律が児童福祉法とは別箇に制定されてきた事実を指摘したものであるが、この一連の傾向は、児童の経済保障や保健や教育をのぞいたあとに「児童福祉事業」に何が残されるかという興味ある問題を示唆するものとして、この点についてもっと詳細に論じられるべきではないかと思われる。

坪上氏の「医療社会事業の理念と展開」は近年の医療社会事業批判に対する回答の試論を提示されたものとして注目すべき論文である。ここでも「いわゆる社会科学的立場からの批判」という一節がみられるが、しかしその回答の試論では「制度論」に対して「技術論」を対置することなく、本質的に固有な「社会福祉の理念の設定」(p. 350)を試みようとするものである。

氏によれば「ワーカーの援助過程を成立させる諸要因の源に合理性と平等性を求めることができる」(p. 350)として、「個人の心のなかにこうした合理性、平等性を開発していくことがワーカーの仕事であると考えことは許されないであろうか」(p. 351)といわれる。しかしこの「合理性」と「平等性」という基本的な範疇概念が何から、またいかにして導きだされたかの説明を聞くことができない。ただ「援助関係の展開のあとをたどってみて明らかになる」(p. 350)というのでは循環論にすぎない。もし筆者の所見が許されるならば、それは生活上の困難を打開して、自己を貫徹してやまない根源的な生活者のエネルギーの一つの範疇としてとらえることのできるものではなかろうか。社会福祉の対象把握も援助の

機能も、結局はこの根源的な生活者のエネルギーの社会化にかかわると考えるからである。

(岡村 重夫 大阪市立大学教授)

H. E. クラーマン著
大村潤四郎・江間時彦訳

『保健と医療の経済学』

至誠堂 昭和 41 年 xii+270+xx

1. Wealth と Health はともに人間の Physical なサイドを代表している。この二つは人間の生活の上で密接な関係をもって、相互にきりはなすことができないにもかかわらず、前者はもっぱら経済学の対象とされ、後者は主として医学研究の主題と考えられてきた。富の原因と結果を体系的に分析することに自己限定した経済学にとって、保健の問題はあくまでも予件であり、経済外的なカテゴリーとみなされていた。もちろん両者の関係をまったく無視していたわけではない。古典派の賃金論が、賃金水準を労働再生産費とみたときに、実は労働可能な健康の保持が暗黙に仮定されたのであり、ありうべき疾病や事故の費用が賃金率のなかに反映されていたと考えることができよう。

狭い経済との関係からみると、保健は教育ときわめて類似している。両者はともに経済にとっては予件でありながら、富の大小、増殖と固い相互依存関係をもっている。保健や教育の充実が生産性を高めて富の増大・増殖をもたらし、富の増加が逆に保健や教育のレベル・アップを可能にする。

このようにみるならば保健と経済、つまり Health と Wealth の間にはきわめて密接不可分の関連があるとななければならない。保健を予件として経済分析の埒外におくやり方ではなしに、むしろ真正面から経済分析の俎上にのせる必要がある。本書はこのような企図されている。

2. 本書は Herbert E. Klarman, *The Economics of Health*, Columbia University Press, New York, 1965, pp. vi+200 の邦訳である。著者クラーマン (Klarman, H. E.) は保健の経済分析を長い間手がけた碩学であり、フォード財団の求めに応じて、医療・保健の経済的分析に関連した多数の論文を論評し整理した。したがって本書はクラーマン自身の見解を体系的に展開するようなスタイルをとらず、保健・医療の経済学に関する彼の理論体系にしたがって諸文献を位置づけ、これを簡潔に論評するだけであるから、いわゆる保健経済学の全容をつか

むことはできないが、その問題整理がかなり適確になされている。

本書は決のように構成されている。

- 第1章 展望
- 第2章 需要決定要因
- 第3章 企業、慈善団体、政府の医療需要
- 第4章 医療従事者の供給
- 第5章 病院サービスの供給
- 第6章 組織、調整、規制
- 第7章 若干の問題

これから明らかなように、本書は保健・医療の需要、供給の分析、ならび需給調整のメカニズムの解明にあてられている。

3. アメリカの保健・医療支出はめざましく、その動向は次の通りである。

1929 年	36 億ドル	対 GNP 比 3.6%
1963 年	338 億ドル	5.9%

これは年率 6.8% の増加であり、この期間の医療価格指数の 227% 増を考慮しても 34 年間に実質約 4 倍の増加になる。保健・医療の経済的インプリケーションはこの事実の認識を背景とする。

保健・医療への需要を決定するのは、他の商品と同じように所得水準、相対価格ならびに消費者の嗜好である。所得水準についていうと、保健・医療に対する所得弾力性は 1 よりわずかに低い、やや上昇の傾向がみられる。これは医療知識の普及などによってサービスの利用頻度が高まることや、より良質のサービスを需要することなどに大きな原因があると思われる。相対価格についてみると医療の価格弾力性は低く、したがって保健・医療費は大幅に増大している。最後に消費者嗜好をみると消費者個人の嗜好よりはむしろ消費者集団の性格変化によって医療需要に大きな影響を与えている。それは人口の老齢化現象である。これは当然のことながら医療需要を高めることになろう (老齢者の増加によって医療需要が高まっても、老齢者の所得がこれに伴わないかぎり、有効